

隠しカメラ設置に関し、大分県警の事件の再発防止とコンプライアンスの徹底を強く求める意見書

8月3日、新聞報道により大分県警別府署が別府地区労働福祉会館の施設の敷地に無許可で隠しカメラ2台を設置したことが明らかになった。

別府地区労働福祉会館は、労働団体である別府地区平和運動センターや連合大分東部地域協議会が入っており、それぞれの団体の常時活動のほか、労働相談やライフサポートセンターの相談等も受けており、一般人も出入りする施設である。

実際に、カメラには会館に出入りする人たちの顔を識別できる映像が残っており、今回の行為は、入居団体および関係組織のみならず、多くの市民に不安を感じさせるものであり、違法に監視することは絶対に許されない。

大分県警は、「今回の隠しカメラの設置以外にみだりに撮影した例はない」としていたが、大分県議会の中で、「過去の選挙違反事件の捜査でもカメラを使ったことがある」と認めた。

今回の隠しカメラの設置は、建造物侵入、憲法に保障された選挙活動に対する妨害、個人の肖像権・プライバシーの侵害として決して看過することのできない事件である。

よって、大分県公安委員会は、大分県警の事件の再発防止とコンプライアンスの徹底に努めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成28年9月30日

大分県中津市議会

【提出先】

大分県公安委員会委員長 高橋 治人 様